

日常生活における火災や事故を防止しよう

《子供の火遊びを防止しよう》

平成25年から平成29¹⁾年（稲城市、島しょ地区を除く地域）の5年間で、東京消防庁管内では、12歳以下の子供の火遊びに起因する火災が171件発生しました（図1）。



1) 平成29年の数値は速報値

1 過去5年間の発生状況

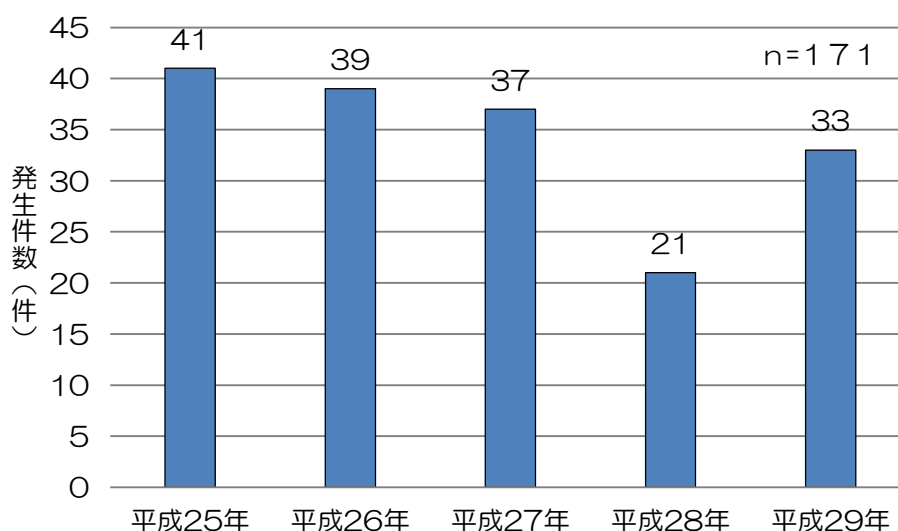


図1 過去5年間の発生件数

2 年齢別・男女別の行為者状況

年齢別にみると、171件のうち12歳が37件（約22%）と最も多い行為者となっています（図2）。また、行為者が男児であった火災件数は155件、女児が16件で性別では男児が大部分を占めています。

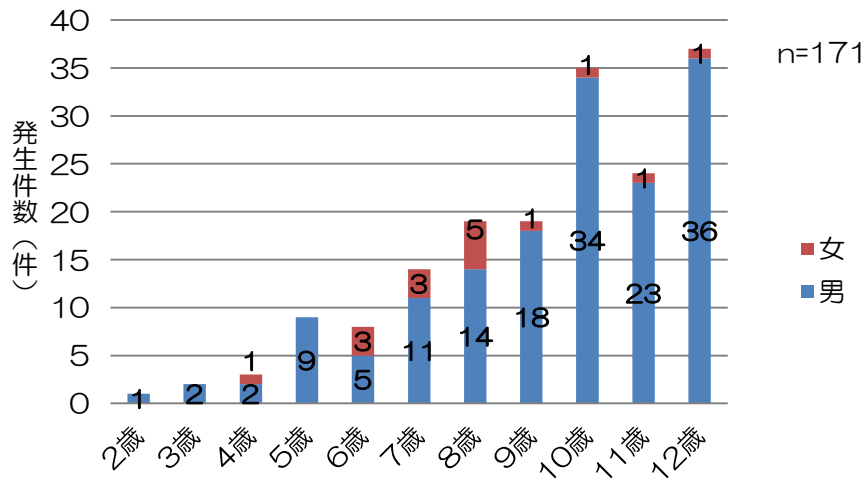


図2 年齢・男女別の発生件数

3 どこで火遊びをしているのか

出火場所は、屋外が最も多く99件、次いで自宅が42件となっています（図3）。また、屋外では、公園、河川敷などで発生しており、自宅では居室内、台所やベランダなど様々な場所で発生しています。

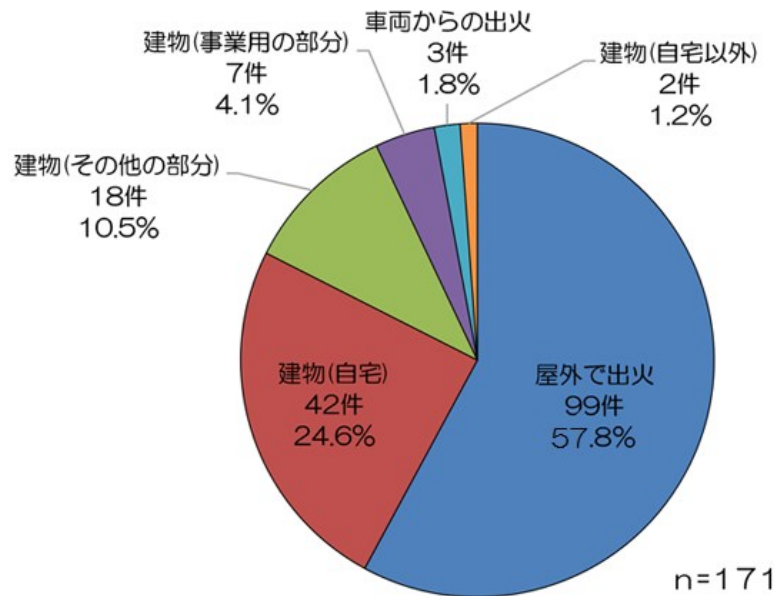


図3 出火場所別火災発生件数

4 1日の中で発生の多い時間帯

就学年齢にあたる6歳以上の子供の火遊びによる火災は、13時から17時台に多く発生しています（図4）。また、5歳以下では、13時台に多く発生しています。

※出火時間が不明の13件を除く。

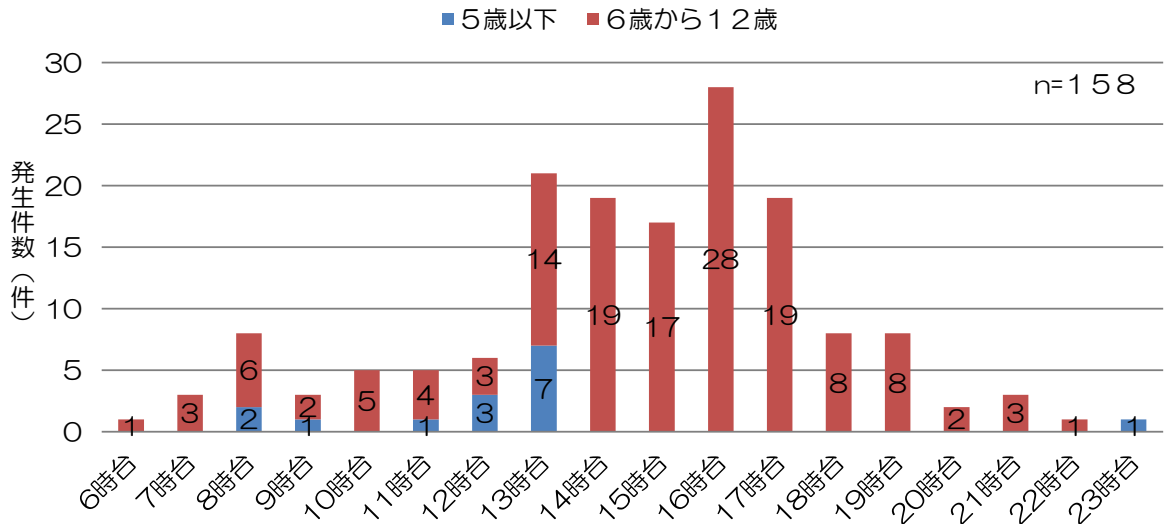


図4 発生時間帯ごとの火災発生件数

5 火遊びに使用したもの

火遊びに使用したもので、最も多いのはライターの89件で全体の半数近くを占めています（図5）。また、マッチによる火遊びもライターに次いで多くなっています。マッチはライターのようにスイッチから指を離せば消えるものではありませんので、自分で消すことができない子供もいます。

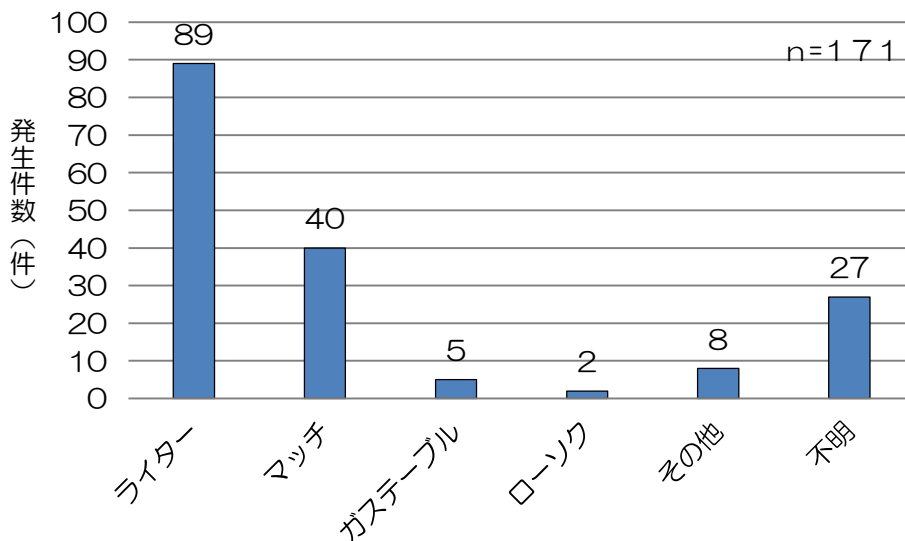


図5 発火源別の火災発生件数

6 ライターが発火源となった火災件数

ライターが発火源となった件数は、6歳から12歳が全体の92%を占めています(図6)。

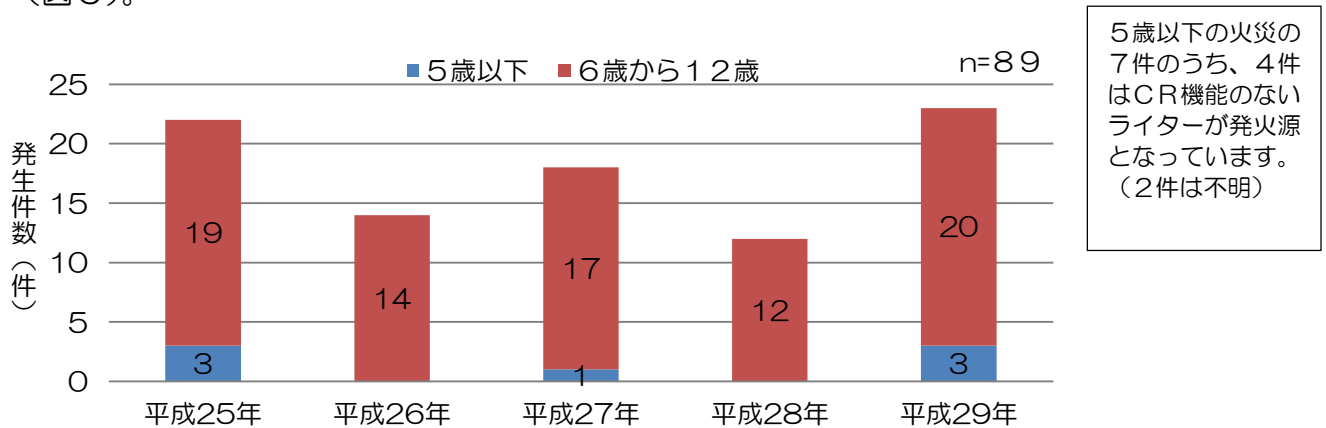


図6 ライターが発火源となった火災発生件数

7 事故の事例

事例1 ライターで火遊びをし、出火した火災			
出火時	12時頃	出火場所	居室
被害状況	建物部分焼1棟 天井及び壁体1㎡、衣類若干等焼損		負傷者1人
この火災は、共同住宅3階の居室から出火したもので、出火住戸は4人家族で、出火時は母親と子供2人が室内にいた。			
○出火原因			
長男(4歳)が和室で使い捨てライターを使用し、ラック上にあった衣類に火をつけたため出火したもので、			
なお、今回使用されたライターは、幼児の誤使用を防ぐチャイルドレジスタンス機構(CR機構)を備えておらず、幼児でも簡単に火がつけられるものであった。			
○出火状況			
母親が洋室で子供2人に食事をさせていたところ、二男(1歳)がお茶をこぼしたため、長男にタオルを取りに行くように伝え、和室に行った長男から、「火が出ている」と知らせを受けたので確認すると、衣類が燃えているのを発見した。母親が台所のボウルに水を入れ2回かけましたが消火できず、共用廊下にあった強化液消火器1本で初期消火し、その後、自分の携帯電話から119番通報した。初期消火の際、母親は煙を吸い込んで受傷。			

事例2 マッチで火遊びをし、枯草 5,000 m²が焼損した火災

出火時	11 時頃	出火場所	河川敷
被害状況	枯草 5,000 m ² 等焼損		
<p>この火災は、河川敷の枯草から出火したものの。</p> <p>○出火原因 小学生高学年男児 3 人が河川敷で遊んでいた際、自宅から持ってきたマッチで枯草に火をつけたため出火したものの。</p> <p>○出火状況 河川敷近くの建物にいた利用者が 2 階にいたところ、河川敷の方向から煙が上がっているのを発見し、建物の責任者に火災を知らせた。知らせを受けた建物の責任者は、河川敷を確認すると黒い煙と火を発見したので、建物の電話から 119 番通報した。</p>			

8 火遊び火災を防ぐために

- ◆ライター等は、子供の目に触れない場所、かつ手の届かない場所で厳重に管理する。
- ◆子供には幼児期から火災の怖さや火遊びの危険性を教える。
- ◆幼い子供だけを残して外出しない。
- ◆子供の安全を守るため、子供が簡単に操作できないチャイルド・レジスタンス・ライター（CRライター）を使用する。
- ◆ライターを廃棄する際は、中のガスを使い切ってから、各自治体が定める分別方法に従い廃棄する。
- ◆小学生になると、公園など屋外で火遊びをする子供が増えることから、保護者、学校、地域が連携して、子供の火遊び火災を防ぐ。

ライター規制導入について

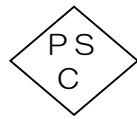
ライターの規制導入について

消費生活用製品安全法施行令の一部が改正され、規制対象製品にライターが追加されました。（平成22年11月10日交付）

平成22年12月27日に施行され、施行後9ヶ月間の経過措置を経て平成23年の9月27日からCR（チャイルド・レジスタンス）機能を施した安全対策済みライターなどが市場で販売されています。販売できるライターは、以下の3つの要件を備えたものです。

- 1 ライターの基本性能の要件を定めたJIS規格を採用したもの
- 2 子供が簡単に操作できないCR機能を備えたもの
- 3 子供が興味を持ちやすい玩具（ノベルティー）型でないもの

なお、規制対象になることにより、製造または輸入事業に係る国への届出、技術基準適合義務、PSCマークの表示が義務付けられます。



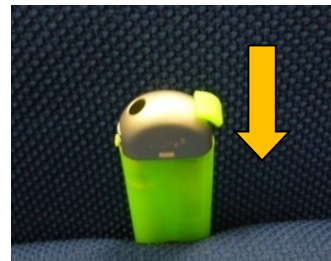
PSC…Product Safety Consumer
（製品）（安全）（消費者）

※ 規制の対象外となるライターもあります（例：燃料タンクが金属製のもの）。

主なCRライター



2動作以上を同時に操作するタイプ



レバー操作に強い力を必要とするタイプ